予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:医務費 目:医務費

事業名 診療情報共有推進事業費補助金 (拡充分) (地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域医療推進課 在宅医療係 電話番号:058-272-1111(内 2527)

E-mail: c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,900 千円 (前年度予算額:17,600 千円)

<財源内訳>

			財		源	内	訴	i .		
区分	事業費	国 庫	分担金	使用料	財産	寄附金	その他	県 債	7.1	一般
		支出金	負担金	手数料	収入					財源
前年度	17,600	0	0	0	0	0	16, 400		0	1,200
要求額	6,900	0	0	0	0	0	5, 700		0	1,200
決定額										

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

病院の入院患者が退院した後には、かかりつけ医が医療を提供していくこととなる。退院時に、病院からかかりつけ医に患者の検査結果や診断等の診療情報等が提供されることがあるが、病状の変化等により、提供のあった情報以外の情報が必要となる場合がある。また、患者がかかりつけ医を持っていない等、そもそも診療情報の提供がされない場合もある。かかりつけ医への診療情報等の提供が不十分である場合、病院へ行き情報の提供を求めるか、あらためて検査等が行われることとなり、医療機関や患者に負担が発生している。

(2) 事業内容

同意を得た患者の診療情報等については、かかりつけ医がネットワークシステムで確認することができるようになれば、このような負担は軽減される。

病院の情報提供用サーバ導入にかかる経費及び診療所が閲覧するに当たってのセキュリティの構築、運用にかかる経費について補助を行い、診療情報の共有を推進するものである。

(3) 県負担・補助率の考え方

- 医療介護総合確保推進法に基づく県計画において事業として計上している。
- ・設備整備の補助であるため、補助率1/2とする。
- ・サーバーの運営費補助については、国基金の対象外とされたため、令和2 年度当初予算から一般財源となっている。

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容 金額		事業内容の詳細			
補助金	6,900	公開用サーバ導入病院 1、閲覧用端末設定診療所 20			
合計	6,900				

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画

第3部第1章第11節 「在宅医療を受ける患者が入院していた病院とかかりつけ医が患者に関する情報を共有できるよう、診療情報共有システム構築を推進します。」

(2)国・他県の状況

- ・全国で26県で全県単位のネットワーク構築。 東海北陸厚生局管内では、石川県、静岡県、三重県、岐阜県。
- ・医療介護総合確保推進法に基づく県計画 (R1 事業) として、国の承認を 得ている。

(3)後年度の財政負担

・医療介護総合確保推進法に基づく県計画として、実施していく。

(4) 事業主体及びその妥当性

・市町村の枠を超えた連携であり、県による補助が妥当である。

事業評価調書

新	規	要	求	事	業	
継	続	要	求	事	業	

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

令和3年度末までに、診療情報を診療所と共有する病院を9病院以上、閲覧できる診療所を130施設以上とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
診療情報共有病院	0	8	8	8	9	88.9%
	(H24)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	
診療情報閲覧診療所	0	56			130	%
	(H24)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	

〇指標を設定することができない場合の理由

,, , <u> </u>	

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等) 関係機関等への働きかけを実施。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

病院から診療所が情報の提供を受けることが容易になる。その結果、医療機関、患者本人の情報共有に係る負担を軽減しながら適切な医療の提供をすることが見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い、△:必要性が低い

(評価)

病院にある患者の情報を地域の診療所の医師が容易に取得できるようになることでより適切な医療をスムーズに提供できるようになる。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

O: 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

患者情報共有数(累計)は令和1年8月時点で794件、令和2年8月現在980件となっており、約1年間で186件増加しているが、更なる増加が必要である。現在、ネットワークに参画している8病院の患者への更なる周知が必要。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

○:効率化は図られている、△:向上の余地がある

(評価)

病院の規模等を考慮しながら補助対象病院を検討していく。 また、診療情報を共有する診療所・病院数が伸び悩んでおり、薬 局との情報共有等、情報共有の拡大へ向けた取組みが必要である。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

患者本人の同意を得た上で病診間で情報を共有することとなっており、できるだけ多くの患者から同意を得られるよう、周知が必要である。

また、患者情報を閲覧する診療所の増加を図る必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

引き続き、病院の公開用サーバの導入や診療所の医師の閲覧体制の整備に係る費用の補助を行うとともに、サーバを導入した病院において公開の同意を患者から得られるよう院内医師への周知徹底を図り、患者に趣旨を説明するなどの取組みを行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	